

長岡市・与板町合併協議会小委員会規程（案）

（趣旨）

第1条 この規程は、長岡市・与板町合併協議会規約（以下「規約」という。）第11条第2項の規定に基づき、長岡市・与板町合併協議会（以下「協議会」という。）に置かれる小委員会（以下「小委員会」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

（所掌事務）

第2条 小委員会は、協議会から付託された事項について、調査、審議等を行うものとする。

（組織）

第3条 小委員会は、協議会の会長（以下「会長」という。）が指名する者（以下「小委員会委員」という。）をもって組織する。

（委員長及び副委員長）

第4条 小委員会に、委員長1人及び副委員長1人を置く。

2 委員長及び副委員長は、小委員会委員の互選によりこれを選出する。

3 委員長は、小委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代行する。

（会議）

第5条 小委員会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて委員長が招集する。

2 委員長は、会議の議長となる。

3 会議は、小委員会委員の半数以上の出席がなければ、これを開くことができない。

4 委員長は、必要があると認めるときは、小委員会委員以外の者を会議に出席させ、意見又は説明を求めることができる。

（報告）

第6条 委員長は、小委員会における審議の経過及び結果について、協議会に報告しなければならない。

（運営）

第7条 小委員会の運営に関しては、長岡市・与板町合併協議会の会議の運営に関する規程に定めるところによる。

（庶務）

第8条 小委員会の庶務は、規約第14条第1項に規定する協議会の事務局において処理する。

（委任）

第9条 この規程に定めるもののほか、小委員会に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成17年1月26日から施行する。